

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成30年5月24日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成30年度小中学校飲料水供給貯水槽清掃業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13300007 |
| (3) 物品委託役務内容 | 東広島市立小中学校の貯水槽について、水道法に基づき清掃等を実施するもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から平成30年12月21日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市立西条小学校ほか46校 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの） |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全>貯水槽清掃
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあつては登記されている本店とし、個人事業者にあつては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- (1) 東広島市建築物維持管理（その他業務）共通標準事項を適用する。

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成30年5月24日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成30年5月24日～ 平成30年6月13日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成30年5月24日～ 平成30年5月31日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 教育委員会学校教育部 教育総務課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館3階） 電話番号 082-420-0974 /ファックス番号 082-423-7551 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成30年6月5日～ 平成30年6月13日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成30年6月11日～ 平成30年6月12日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成30年6月13日 午前9時10分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成30年度小中学校飲料水供給貯水槽清掃業務仕様書

1 業務概要

水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第4条各号に基づき、東広島市立小中学校の貯水槽（受水槽及び高置水槽）の清掃（清掃後の水質検査及び残留塩素濃度の測定を含む。）、消毒、点検等を行うもの。

2 履行場所

東広島市立西条小学校ほか46校
（対象施設及び水槽容量）
別紙 貯水槽清掃作業実施施設・容量のとおり

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成30年12月21日まで

4 一般事項

- （ア）本清掃は、人の健康にかかわる作業であるので、この仕様書、関係法令及び規則等に基づき、発注者担当職員、施設管理職員等の指示に従い衛生的に施行すること。
- （イ）本業務の受注者は、清掃作業を実施するに当たり、貯水槽衛生管理技術講習会の課程終了以上の資格を有する者を現場作業責任者として選任し、当該作業の指導監督にあてること。

5 貯水槽の掃除

- （ア）高置水槽は原則として受水槽の掃除と同じ日に行い、受水槽の掃除を行った後、高置水槽の掃除を行うこと。
- （イ）作業員には、概ね6ヵ月以内に健康診断を受けた者で健康な者を選任すること。
- （ウ）作業衣及び使用器具は貯水槽の掃除専用のものですること。また作業に当たっては、消毒済みの使用器具及び作業衣、保安帽子、ゴム製長靴及びゴム製手袋を着用し、作業が衛生的に行われるようにすること。
- （エ）貯水槽内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- （オ）掃除終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにすること。
- （カ）貯水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。

6 貯水槽内の消毒は次の要領に従い行うこと

- (ア) 消毒薬は、有効塩素 50～100 P P m の濃度の次亜鉛素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
- (イ) 消毒は、貯水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行うこと。
- (ウ) 前記の方法により 2 回以上消毒を行い、消毒排水を完全に排除するとともに、消毒終了後は、貯水槽内に立ち入らないこと。
- (エ) 消毒後の水洗い及び貯水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも 30 分以上経過してから行うこと。
- (オ) 貯水槽の水張り終了後、**別に定める基準**に従い、給水栓及び貯水槽における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行うこと。
- (カ) 掃除によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、下水道法（昭和 34 年法律第 79 号）等（以下「関係法例」という。）の規定に基づき適切に処理すること。

7 貯水槽等給水に関する設備の点検

- (ア) 貯水槽内の内面の破損、老化、劣化等の状況の点検を行うこと。
- (イ) 貯水槽内の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態の点検を行うこと。
- (ウ) 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びに水抜管、オーバーフロー管、通気管等に取り付けられた防虫網の点検を行うこと。
- (エ) ボールタップ、満減水警報装置、給水ポンプその他の付属装置等については、**別に定める基準**に従い、機能等の点検を行うこと。

8 清掃点検報告書

- (ア) 清掃完了後、清掃点検報告書を提出すること。
報告書には、次の書類を添付すること。
 - ① 作業状況の写真。
作業行程の確認できるもの、及び施設ごとに清掃作業前、作業後の写真。
なお、コンクリート槽については、全体の様子(全面)がわかるように写真を多く添付すること。
 - ② 不良箇所の写真。
 - ③ 各施設の清掃作業確認者の確認印の入った「完了確認届」。
 - ④ 各作業員の、概ね 6 ヶ月以内における健康診断書（写しでも可）。

9 委託料の支払い

(ア) 本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
各月履行分	当該月までに実施し完了報告があった施設分の委託料として発注者が協議し受注者が承諾した額	部分払（部分引渡し）
上記以外	残額	完了払

(イ) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

10 その他

(ア) 清掃完了後、施行の不完全に基づく事故が生じた場合は、受注者の責任において完全な状態とすること。

(イ) 清掃作業のため、設備に変更を加え、損害等を与えた場合は係員の指示に従い、受注者の負担において原状回復等を行うこと。

(ウ) 他工事との日程調整を行うこと。

工事予定校：寺西小・川上小・八本松小・中黒瀬小・八本松中・黒瀬中

別に定める基準

1 技術上の基準

- 1) 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（厚生労働省告示第109号）第2の1の1の（4）に規定する貯水槽の水張り終了後に行う給水栓及び貯水槽における水についての水質検査及び残留塩素の測定に係る基準は次のとおりとする。

項目	基準	検査又は測定方法
色度	5度以下	水質基準に関する省令に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法
濁度 臭気 味	2度以下 異常でないこと 異常でないこと	
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は 0.2ppm 以上 結合残留塩素の場合は 1.5ppm 以上	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法

- 2) ボールタップ、満減水警報装置、給水ポンプその他の付属装置等の点検に係る基準は次のとおりとする。

装置等	点検事項
ボールタップ	作動状況
満減水警報装置	作動状況 電極棒の汚れの状況及び取付け状況
フロートスイッチ又は電極式制御装置	作動状況 電極棒の汚れの状況及び取付け状況
給水ポンプ	揚水量・作動状況
フート弁	作動状況

平成30年度 貯水槽清掃作業実施施設・容量 (小学校)

(単位m³)

施設名	住所	受水槽			高架水槽			合計
				計			計	
西条小学校	西条中央二丁目15番1号	35.0		35.0	12.0		12.0	47.0
寺西小学校	西条町寺家6664番地1	42.0		42.0	無			42.0
郷田小学校	西条町郷曾1133番地	12.0		12.0	無			12.0
板城小学校	西条町森近甲234番地1	25.0		25.0	6.8		6.8	31.8
三永小学校	西条町下三永10930番地	22.5		22.5	無			22.5
川上小学校	八本松飯田五丁目8番47号	16.0		16.0	無			16.0
原小学校	八本松町原11407番地5	12.0		12.0	6.0		6.0	18.0
八本松小学校	八本松町原10128番地137	24.0		24.0	無			24.0
西志和小学校	志和町七条栴坂1670番地	8.0		8.0	4.0		4.0	12.0
志和堀小学校	志和町志和堀3054番地	7.5		7.5	4.7		4.7	12.2
東志和小学校	志和町志和東3979番地	7.5		7.5	3.0		3.0	10.5
小谷小学校	高屋町小谷3543番地3	10.0	10.0	20.0	3.0	3.0	6.0	26.0
高屋東小学校	高屋町白市589番地	17.0		17.0	6.0		6.0	23.0
高屋西小学校	高屋町中島582番地	24.0		24.0	無			24.0
造賀小学校	高屋町造賀2774番地1	9.0		9.0	無			9.0
東西条小学校	西条吉行東一丁目2番1号	30.0		30.0	12.0		12.0	42.0
平岩小学校	西条町寺家521番地9	35.0		35.0	12.0		12.0	47.0
御藪宇小学校	西条町御藪宇8544番地6	12.5		12.5	12.5		12.5	25.0
高美が丘小学校	高屋高美が丘四丁目1番1号	50.0		50.0	18.8		18.8	68.8
三ツ城小学校	西条中央七丁目23番55号	12.0		12.0	無			12.0
板城西小学校	黒瀬町小多田257番地	無		—	4.0		4.0	4.0
上黒瀬小学校	黒瀬町宗近柳国271番地2	18.0		18.0	無			18.0
乃美尾小学校	黒瀬町乃美尾554番地1	18.0		18.0	無			18.0
中黒瀬小学校	黒瀬町檜原18番地1	25.0		25.0	無			25.0
下黒瀬小学校	黒瀬町津江1225番地3	12.0		12.0	無			12.0
竹仁小学校	福富町下竹仁1300番地	6.0		6.0	3.0		3.0	9.0
久芳小学校	福富町久芳3329番地3	8.0		8.0	無			8.0
豊栄小学校	豊栄町鍛冶屋370番地	12.0		12.0	3.0		3.0	15.0
河内西小学校 (民地設置分有)	河内町河戸828番地	12.0	6.0	18.0	無			18.0
木谷小学校	安芸津町木谷4122番地	無		—	4.0		4.0	4.0
三津小学校	安芸津町三津4680番地	8.0		8.0	無			8.0
風早小学校	安芸津町風早789番地	12.0		12.0	6.0		6.0	18.0
龍王小学校	西条町寺家5415番地6	30.0		30.0				30.0
計		572.0	16.0	588.0	120.8	3.0	123.8	711.8

平成30年度 貯水槽清掃作業実施施設・容量 (中学校)

(単位m³)

施設名	住所	受水槽			高架水槽			合計
				計			計	
西条中学校	西条町寺家6466番地	24.0		24.0	8.0		8.0	32.0
向陽中学校	西条町大沢25番地2	24.0		24.0	10.0		10.0	34.0
八本松中学校	八本松南二丁目2番1号	30.0		30.0	8.0		8.0	38.0
志和中学校	志和町志和西1432番地	12.0		12.0	無			12.0
高屋中学校	高屋町中島760番地	23.5		23.5	8.0		8.0	31.5
磯松中学校	八本松町正力10666番地1	27.0		27.0	13.5		13.5	40.5
松賀中学校	西条町御菌宇10860番地	25.0		25.0	6.0		6.0	31.0
高美が丘中学校	高屋高美が丘一丁目1番1号	32.0		32.0	10.0		10.0	42.0
黒瀬中学校	黒瀬町丸山82番地1	4.5		4.5	3.2		3.2	7.7
福富中学校	福富町下竹仁2096番地3	7.5		7.5	無			7.5
豊栄中学校	豊栄町鍛冶屋341番地1	8.0		8.0	無			8.0
河内中学校	河内町中河内1757番地1	8.0		8.0	無			8.0
安芸津中学校	安芸津町三津5563番地8	18.0		18.0	無			18.0
中央中学校	西条町下見4281番地1	40.0		40.0	無			40.0
計		283.5	0.0	283.5	66.7	0.0	66.7	350.2